

# 第7回荒川区子ども・子育て会議

## 次 第

日時：平成27年1月23日(金)

13時30分～15時30分

会場：あらかわエコセンター

2階環境研修室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて
- (2) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う区内幼稚園・保育園の保育料（利用者負担）の考え方について
- (3) （仮称）荒川区就学前教育プログラムの作成について
- (4) （仮称）荒川二丁目複合施設の概要について
- (5) その他

### 3 閉 会

## 配付資料

- |           |   |
|-----------|---|
| 資料1       | 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール                   |
| 資料2       | 子ども・子育て支援新制度施行に伴う区内幼稚園・保育園の保育料（利用者負担）の考え方について |
| 参考資料1     | 私立幼稚園及び認定こども園（1号認定）保育料月額表（案）                  |
| 参考資料2 - 1 | 区立幼稚園及びこども園（短時間）1号認定保育料月額表（案）                 |
| 参考資料2 - 2 | 区立こども園（中時間）1号認定保育料月額表（案）                      |
| 参考資料3     | 認可保育所（2号・3号認定）保育料月額表（案）                       |
| 参考資料4     | 利用者負担について                                     |
| 資料3       | （仮称）荒川区就学前教育プログラムの作成について                      |
| 資料4       | （仮称）荒川二丁目複合施設の概要について                          |

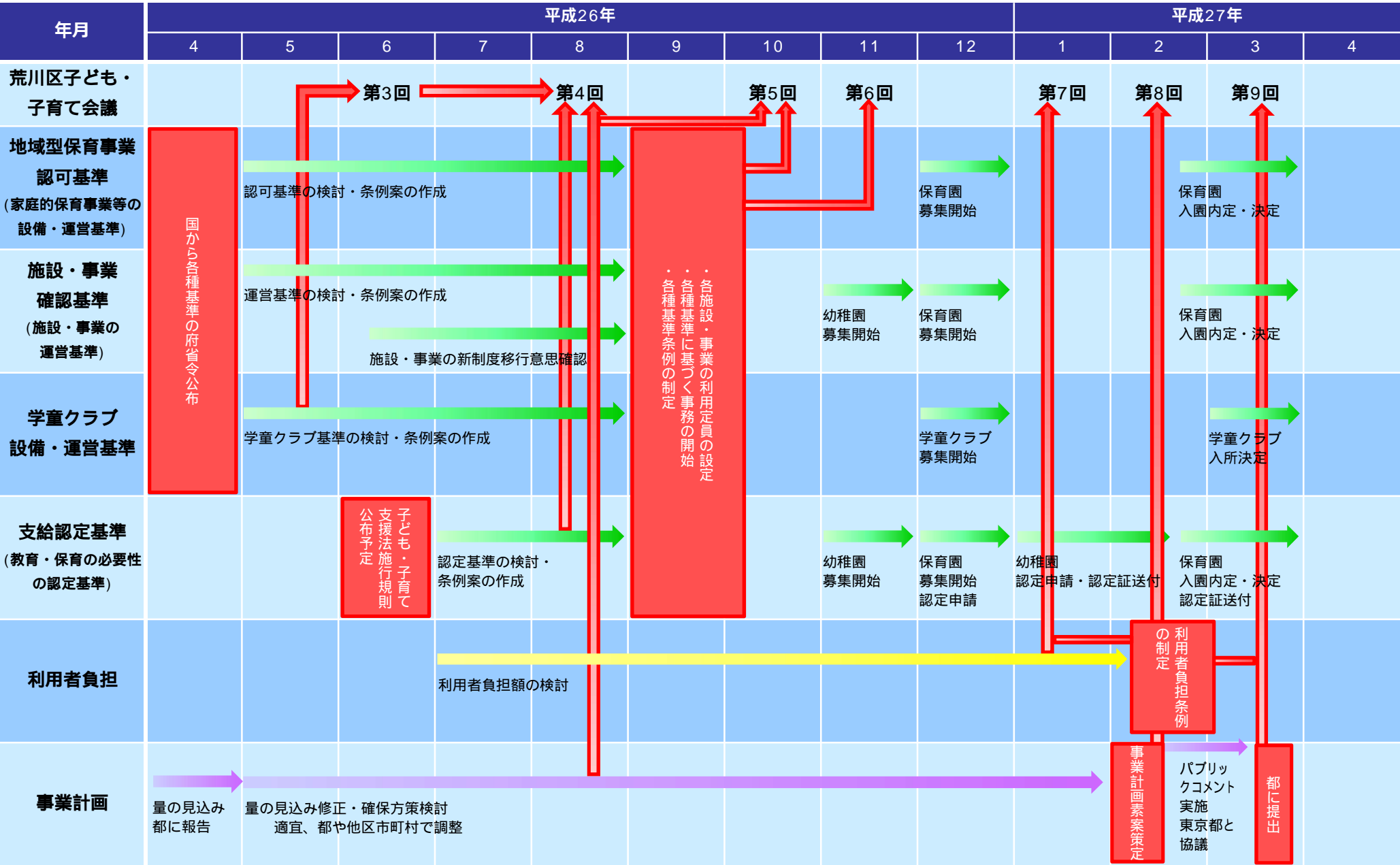


# 資料 1

平成27年1月23日

第7回荒川区子ども・子育て会議

## 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール





## 子ども・子育て支援新制度施行に伴う区内幼稚園・保育園の保育料（利用者負担）の考え方について

## 【新制度における保育料の基本的な考え方】

新制度における保育料については、幼稚園と保育園ともに、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の保育料の水準を基に国が定める金額を上限に区が定める。

新制度に移行しない私立幼稚園の保育料については、現行どおり各園が設定する。

保育園については、階層区分を所得税による算定方法から、保護者の所得に応じた住民税による算定方法へ変更となる。また、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とする。

## 各施設における27年度からの保育料の考え方

## (1) 幼稚園・認定こども園（教育標準時間認定【1号認定】）

私立幼稚園等 区外私立幼稚園2園、認定こども園(幼稚園部分)1園

【参考資料1】

国が定める水準から、保護者負担軽減（都補助及び区補助）を考慮し、保護者の所得に応じた実質負担額を基本として設定する。  
最低でも区立幼稚園保育料分は負担するという、差額是正の制度は継続する。  
夫・妻・子2人世帯を採用する。

区立幼稚園 区立幼稚園8園、汐入こども園（幼稚園部分）

【参考資料2-1、2-2】

現行の保育料の水準を基に世帯の所得に応じて保育料を設定する。  
夫・妻・子2人世帯を採用する。

## (2) 保育園・認定こども園（保育認定【2号・3号認定】）

保育園等

区立・公設民営22園、汐入こども園（保育園部分）、私立14園、  
認定こども園（保育園部分）1園

【参考資料3】

現行の保育料の水準を基に世帯の所得に応じて保育料を設定する。  
階層区分を所得税による算定方法から住民税による算定方法へと変更する。  
夫・妻・子2人世帯を採用する。  
保育料表の改定により保育料が上がる場合は、26年度と同じ基準の保育料とする経過措置を設ける。  
経過措置期間は、次回の保育料切替時期まで（平成27年4月～8月分まで）とする。  
保育短時間認定の保育料は1.7%とする。  
地域型保育事業も同じ保育料を適用する。



# 参考資料 1

平成27年1月23日  
第7回荒川区子ども・子育て会議

## 私立幼稚園及び認定こども園（1号認定）保育料月額表（案）

【単位：円／月額】

所得階層		利用者負担額（案）	
生活保護世帯		0	
特別区民税非課税世帯		0	
特別区民税所得割課税額	非課税世帯		
	42,600円以下世帯		
	47,600円以下世帯		2,500
	58,800円以下世帯		3,800
	211,200円以下世帯		7,500
	256,300円以下世帯		12,700
	256,300円超世帯		17,200





# 参考資料 2 - 1

平成27年1月23日  
第7回荒川区子ども・子育て会議

## 区立幼稚園及びこども園（短時間）1号認定保育料月額表（案）

【単位：円／月額】

所得階層		利用者負担額（案）
生活保護世帯		0
特別区民税非課税世帯		0
特別区民税均等割課税世帯		
特別区民税所得割課税額	42,600円以下世帯	
	47,600円以下世帯	2,500
	58,800円以下世帯	3,750
	58,800円超世帯	7,500



# 参考資料 2 - 2

平成27年1月23日  
第7回荒川区子ども・子育て会議

## 区立こども園（中時間）1号認定保育料月額表（案）

【単位：円／月額】

所得階層		利用者負担額（案）
生活保護世帯		0
特別区民税非課税世帯		0
特別区民税均等割課税世帯		
特別区民税所得割課税額	42,600円以下世帯	
	47,600円以下世帯	2,966
	58,800円以下世帯	4,450
	58,800円超世帯	8,900



# 参考資料 3

平成27年1月23日  
第7回荒川区子ども・子育て会議

## 認可保育所（2号・3号認定）保育料月額表（案）

【単位：円／月額】

現階層		新階層		保育料（案）							
区分		区分		3歳未満		3歳		4歳以上			
				第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子		
生活保護		生活保護		0	0	0	0	0	0		
所得税・住民税非課税		所得税・住民税非課税		0	0	0	0	0	0		
住民税均等割課税		区民税均等割課税		1,900	950	1,300	650	1,300	650		
区民税所得割5,000円未満		0 ~ 4,999		2,400	1,200	2,000	1,000	2,000	1,000		
区民税所得割5,000円以上		5,000 ~ 22,699		3,100	1,550	2,700	1,350	2,600	1,300		
所得税課税	0 ~ 1,499	区民税所得割課税	22,700 ~ 50,399	6,700	3,350	5,600	2,800	5,600	2,800		
	1,500 ~ 8,499		50,400 ~ 58,799	8,300	4,150	7,300	3,650	7,200	3,600		
	8,500 ~ 14,999		58,800 ~ 66,599	9,400	4,700	9,300	4,650	9,200	4,600		
	15,000 ~ 29,999		66,600 ~ 84,599	15,400	7,700	10,900	5,450	10,800	5,400		
	30,000 ~ 44,999		84,600 ~ 102,599	19,100	9,550	12,700	6,350	12,600	6,300		
	45,000 ~ 59,999		102,600 ~ 120,599	21,500	10,750	14,300	7,150	14,200	7,100		
	60,000 ~ 74,999		120,600 ~ 138,599	23,600	11,800	15,800	7,900	15,700	7,850		
	75,000 ~ 89,999		138,600 ~ 156,599	25,500	12,750	17,000	8,500	16,900	8,450		
	90,000 ~ 112,999		156,600 ~ 174,599	27,500	13,750	18,200	9,100	18,000	10,800		
	113,000 ~ 142,999		174,600 ~ 192,599	29,200	14,600	19,500	9,750			9,000	
	143,000 ~ 172,999		192,600 ~ 210,599	31,000	15,500	20,700	10,350				
	173,000 ~ 202,999		210,600 ~ 228,599	32,500	16,250	21,600	10,800	22,600	15,820		
	203,000 ~ 232,999		228,600 ~ 246,599	34,200	20,520	22,600	13,560			18,000	10,800
	233,000 ~ 262,999		246,600 ~ 255,599	35,700	21,420						
	263,000 ~ 292,999		255,600 ~ 264,599	37,200	22,320						
	293,000 ~ 322,999		264,600 ~ 273,599	38,500	23,100						
	323,000 ~ 352,999		273,600 ~ 282,599	40,000	24,000						
	353,000 ~ 502,999		282,600 ~ 327,599	43,400	30,380			15,820	12,600		
503,000 ~ 652,999	327,600 ~ 372,599	48,900	34,230								
653,000 ~ 802,999	372,600 ~ 417,599	53,700	37,590								
803,000 ~	417,600 ~	57,500	40,250								



# 利用者負担について

平成26年9月18日

## 利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
  - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
  - 次頁以下にお示ししたイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
    - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
    - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。



## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

# 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
- ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

# 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯  
 ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

## <低所得世帯等の減免規定の取り扱い>

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

(軽減額)

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定 義	利用者負担額		利用者負担額
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	⇒	0円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	16,100円		15,100円

<保育認定>

(3歳以上児)

階層区分	定 義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	⇒	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円		15,500円	15,300円

(3歳未満児)

階層区分	定 義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	⇒	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円		18,500円	18,300円

# 利用者負担に係る所得階層認定の運用について

## 1. 利用者負担の切り替え時期について

- 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとする。
- 具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）こととする。

## 2. 税額算定に係る控除の取扱いについて

- 現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- 税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。



## (仮称) 荒川区就学前教育プログラムの作成について

### 1 目的

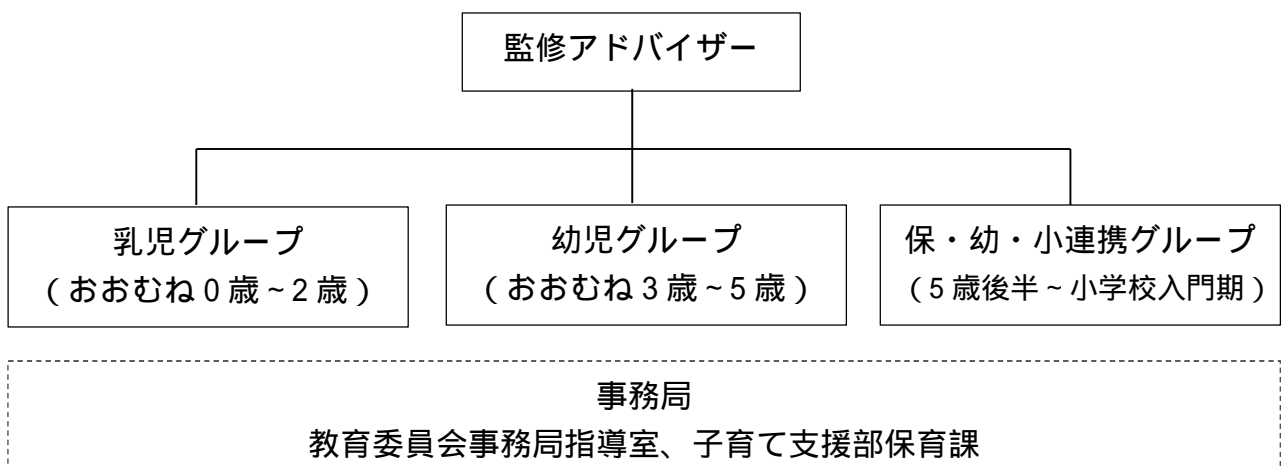
- ・現在、区では、幼稚園、保育園、こども園のほか、認証保育所、家庭福祉員など様々な形態の教育・保育施設に多くの乳幼児が在籍している。
- ・また、子育てに不安や孤立感を抱える保護者も多く、家庭での養育力の低下も指摘されている。こうした中、人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育のより一層の充実が求められている。
- ・設置主体や施設形態の違いにとらわれることなく、区の子どもたちがどのような教育・保育施設で育っても、等しく質の高い教育・保育を受けられるよう、区としての就学前教育の指針となるプログラムを作成する。

### 2 プログラム作成の視点

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を考慮した教育・保育の充実  
子どもたちの健やかな成長を保障し生きる力の基礎を培うため、発達や学びの連続性を考慮し、0歳から就学までの発達過程に応じて確実に経験させたい内容を明らかにする。
- (2) 保・幼・小の連携と小学校への滑らかな接続  
小学校第1学年における児童の不応適状況などの問題もあり、保育園・幼稚園・小学校の連携・接続が課題となっている。施設間相互の交流・連携を一層図るとともに、5歳児後期から小学校1年生前期を接続期と捉え、小学校への滑らかな接続を目指す。
- (3) 家庭との連携・保護者支援の推進  
子どものよりよい育ちにとって、家庭との連携は特に重要である。子どもの貧困や虐待予防の観点からも、保護者の子育てへの不安や負担、孤立感を和らげることで親としての成長を支え、子育てに喜びを感じることが出来る支援が必要である。本プログラムでは、家庭との連携を具体的に示すことで、親育て・保護者支援に資することを旨とする。

### 3 検討部会の設置

- ・プログラム作成にあたっては、乳児グループ、幼児グループ、保・幼・小連携グループの各検討グループを設置し、内容の検討を行う。
- ・部会は、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等で構成する。
- ・学識経験者を監修アドバイザーとする。







## (仮称) 荒川二丁目複合施設の概要について

### 1 施設の基本コンセプト

「夢をはぐくみ、心をつなぐ 感じる知的創造空間」

### 2 基本コンセプトの実現に向けて

- ・ 図書館、吉村昭記念文学館、子ども施設の3つの機能を融合させることによって、これまでにない多様な事業を展開します。
- ・ 赤ちゃんから高齢者まであらゆる世代が集い、世代や興味が異なる人々との交流や活動を可能にします。
- ・ 施設で一日ゆっくりくつろいで過ごすことができる空間を提供します。

### 3 施設の概要

(1) 所在地：荒川区荒川二丁目50番1号他

(2) 敷地面積：約4,100㎡

(3) 建物概要

延床面積：約10,900㎡

構造・階数：鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階

駐車場：14台・駐輪場：370台程度

(4) 蔵書 60万冊

(5) 期待する利用者数：3,000人～4,000人/日

### 4 施設の特徴

(1) 誰にでも使いやすい施設

- ・ エレベーター、エスカレーター等を設置し、誰にでも利用しやすい動線にします。
- ・ 各階に多目的(だれでも)トイレを設置し便座の高さを変更する等、使いやすいよう工夫します。
- ・ 子育て世代がおむつ替えや授乳のために気軽に利用しやすいよう1階にベビーステーションを設置します。
- ・ 施設内には閲覧席を多数設けるとともに、緑を配置したテラスでは、ゆっくり緑陰読書などを楽しむことができます。

(2) 災害時に役立つ施設

- ・ 免震構造とし、災害時の帰宅困難者の受入や、乳幼児にも対応できる避難所として活用します。
- ・ 災害時に備え備蓄倉庫や自家発電機、蓄電池を設置します。

(3) 環境にやさしい施設

- ・ 長寿命型のLED照明、居住域空調等の省エネルギー、太陽光発電設備や蓄電池等の再生エネルギーを活用する設備を導入します。
- ・ 植栽等により近隣住宅に対し、プライバシーへ配慮します。

## 5 各階の主な構成

### (1) 1階

#### エントランス

- ・ エントランスでは施設や区についての様々な情報を発信します。
- ・ カフェでは、ゆっくりとくつろぎながら本を読むことができます。

#### 絵本館

- ・ 乳幼児だけでなく、大人になっても絵本の楽しさや素晴らしさを感じられる絵本館を設置します。

#### 親子の集いの場

- ・ 親子が遊びなどを通じた交流や育児相談、情報交換ができる場を提供します。
- ・ 親子がいつでも気軽に飲食できるスペースを提供します。

#### 発表の場

- ・ ホールではイベントの他、読書やワークショップの成果を発表したり、ホールを活用しないときは、子ども同士や親子で本を読んだり遊んだりできます。
- ・ ワorkshopなどの成果を展示できるスペースを提供します。

### (2) 2階

#### 吉村昭記念文学館

- ・ 荒川区出身の作家・故吉村昭氏の書斎の再現を中心に作品や足跡を展示し、広範な文学に親しめる空間を提供します。

#### 自ら発見し多様な体験をする場

- ・ 理科や伝統技術等を遊びながら学べる、道具や教材等がセットになった体験キットを配置します。
- ・ 体験キットに連動した本の排架や実験等を通じて、子どもたちが日頃体験できない場を提供します。

#### コミュニティブリッジ(交流の場)

- ・ ボランティア活動の他、グループや個人と個人の交流の場を提供します。
- ・ ボランティア活動の相談、支援を行います。

### (3) 3階

#### 一般書のコーナー

- ・ 雑誌、新聞、小説、趣味、娯楽、芸術、医療・健康等を排架します。
- ・ 吉村文学から、歴史、旅行など関連する図書へ相互に誘い、文学の世界を広げます。

### (4) 4階

#### 専門書のコーナー

- ・ 専門雑誌、新聞、法律、経済、地域資料等様々な専門書を排架します。
- ・ 利用者に必要な資料や情報を提供するレファレンスサービスを充実します。

### (5) 5階

#### 学習室

- ・ 静かな空間での読書、学習を行える学習室を設けます。

#### コミュニティラウンジ(交流の場)

- ・ グループ等での議論や読書や学習等を行うコミュニティラウンジを設けます。

平成29年春開設予定

# (仮称) 荒川二丁目複合施設



- **図書館、吉村昭記念文学館、子ども施設**の各機能が融合した、あらゆる世代が活用できる施設として整備します。
- 新たな発見や出会い、さまざまな活動が結びつく賑やかな交流の空間と、木陰での読書空間や静かな学びの空間を設けます。
- だれもが楽しめる豊富な絵本や蔵書、体験キットやワークショップを通じ、自ら発見し学ぶ力を育むプログラムを展開します。
- 吉村昭氏の書斎を再現し、文学館と図書館を一体化することによって、作品執筆の臨場感を味わえ、広範な文学に自然に触れあえる空間を目指します。
- 環境に配慮した設備を備えるとともに、災害時に避難所として活用できるよう免震構造とし、備蓄倉庫や発電機を備えます。



本に囲まれたホール

## 敷地・施設の概要

所在地：荒川区荒川二丁目 50 番 1 号他

敷地面積：4,100 m<sup>2</sup>

延床面積：11,000 m<sup>2</sup>

構造：鉄筋コンクリート造（免震）

階数：地上 5 階、地下 1 階

駐車場：14 台（障がい者用 2 台）

蔵書予定数：開架 30 万冊、閉架 30 万冊



# これまでにない新しい発想の複合施設です

## 吉村昭記念文学館

- ・区出身の著名な作家・吉村昭氏の書斎を再現
- ・直筆原稿の数々を展示
- ・吉村作品の足跡をたどる



## 都内屈指の座席数(約800席)

- ・1階～5階の全フロアに様々な座席を配置
- ・読書、学習など様々な用途で利用可能



## 多目的スペース

- ・発表会や講演会、星空学習等の利用が可能
- ・事業以外にも子どもの読書スペースとして活用



ホールイメージ

## 計画地案内図



## 図書館

- ・都内最大級の幅広い蔵書(約60万冊)
- ・ビジネス、健康、子ども等、一般書から専門書まで幅広い蔵書



## 絵本館

- ・全ての世代が楽しめる絵本館
- ・遊び心をくすぐる円形の本棚



## カフェ

- ・通りと広場に面したくつろげるカフェ
- ・読書や会話をゆっくり楽しめる空間



## 子ども施設

- ・雨の日でも安心な室内遊び場
- ・1人でも遊べる簡単な体験キット( )
- ・乳幼児も安全に飲食できる専用スペース



## 「作家・吉村昭」の紹介

(1927-2006)

東京都北豊島郡日暮里町大字谷中本  
(現荒川区東日暮里六丁目)生まれ

生涯、故郷への強い思いを抱き続け、  
エッセイをはじめ、区内を舞台とした  
作品も数多く発表

第2回太宰治賞、日本芸術院賞をはじめ  
とする数々の文学賞を受賞

平成4年に荒川区区民栄誉賞を贈呈

### 主な作品

星への旅、戦艦武蔵、ポーツマスの旗、  
三陸海岸大津波、関東大震災  
桜田門外ノ変、彰義隊 など

## 様々なテラス

- ・緑のうるおいを感じるテラス
- ・木陰での読書ができるテラス



資料4 P4



( )体験キットのイメージ

計画は26年10月現在のものであり、開館時には変更となる場合があります

# (仮称) 荒川二丁目複合施設

# 平面図

